

平成18年12月18日

山口市長 渡辺純忠 様

山口市中心市街地活性化協議会
会長 中野 勉

山口市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき山口市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書を提出します。

山口市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

1. はじめに

湯田地区、大殿地区を含んだ広い意味での中心市街地は、地域全体をけん引してきた、まさに市の「顔」ともいえる場所である。これまでも中心市街地活性化のために、官民それぞれに様々な取組みを進めてきており、一部では取組みが奏功している面もある。しかし、その衰退傾向に完全に歯止めがかかったとはいえ、行政と民間が手を携えてより真剣にこの問題に取り組んでいかなければならないとの共通認識に立ち、本協議会を設置した。本協議会は、幅広い団体の参画を得て、山口市が策定する「山口市中心市街地活性化基本計画」及びその実施に対して必要な事項を協議するほか、75haに絞り込んだ中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項を協議していく場としている。

基本計画の策定にあたっては、協働による計画づくりの観点からその作業の段階から協議を進めてきた。協議にあたっては、本協議会委員だけでなく、委員が所属する構成団体に持ち帰り、構成団体の構成員等の意見を聞くなど、幅広い市民の意見を聞くことができた。

これらの経緯も斟酌しながら「山口市中心市街地活性化基本計画（案）」に掲げる事項について、次のとおり意見を提出する。

2. 協議会の意見

本協議会の意見については、当初の基本計画に反映されることが望ましいが、議論の余地のある事項もあり、協議会において今後協議を進め、事業化に向けて調整が整った段階で基本計画の変更をして盛り込むなど、柔軟な対応をお願いしたい。

(1) 市民への広報公聴について

中心市街地の活性化事業に取り組むには、合併して広域になった山口市の全市民の理解が必要である。協議会としても各界各層の市民を巻き込んだ協議会の運営に取り組んでいく方針であるが、行政としても市民への本基本計画の周知徹底と基本計画への理解を得るための説明責任を十分図っていただきたい。

(2) 基本計画を実施するための基本戦略について

本基本計画（案）に記述されている3つの基本方針を、具体的なプロジェクトに移していくためには山口市全体のまちづくりの基本戦略的な部分が不十分であると思われるので、今後、本協議会との連携を図りながら基本戦略の部分に関する議論を深めていただきたい。

(3) 周辺の文化等に配慮したソフト及びハード展開の検討について

大内氏のまちづくりの遺産が数多く遺る山口市の大内文化特定地域と中心市街地は隣接しており、両エリアを貫流する一の坂川を接点とし、人の流れを上手に融合させようとした基本計画（案）である点において適当である。

中心市街地と大内文化特定地域内は、歴史的に一つの地域として発展してきた経緯をふまえ、両地域に存在する大内文化や明治維新等の歴史文化資源の活用を図

ると共に、県道204号線で分断された地域周辺にある文化施設や行政機能及び観光資源である大内文化等の歴史ゾーンを融合させる方策や山口情報芸術センターとの融合を図るソフト事業を今後検討していくこととする。また、大内文化特定地域との融合には、ハード事業が必要である。県道204号線上の市民会館前交差点、早間田交差点、西京橋交差点は、地下道や陸橋を撤去すること等も含めて本協議会において今後検討していくので、事業が具現化した段階で基本計画の変更をして盛り込むなど、柔軟な対応をお願いしたい。

(4) 中心市街地における商業機能の活性化

自然と融合した中心市街地で商業の活性化事業としてハード事業が計画されている。商業の活性化は、様々な機能が集積した中心市街地全体が賑わうことによって図られるものであり、商業が活性化すれば中心市街地が賑わうという一方向的な関係ではない。商店街は、山口市民のための公共空間であり、様々な人々が集まり活動する場所という認識が必要である。

特にソフト事業を中心として、人と人とが触れ合い、人の手の温もりが感じられるような空間づくりが必要であり、地方都市に相応しいコミュニティに支えられた集える場所が商店街の中にあり、そして生活提案型の魅力的な商店が必要であるという考え方を基本計画(案)に反映していただきたい。

また、現在7つの商店街があるが、消費者の立場に立つと一つの商業空間であるので、各商店街で行われているソフト事業もそれぞれ関連づけて商店街全体として消費者の立場に立ったソフト事業について、引き続き協力して検討をしていきたい。

(5) 街なか居住等の推進

街なか居住による中心市街地の定住人口増加とあわせて、大学生など若者を中心市街地に誘導し滞留してもらうための施策や町屋を生かした居住推進等も今後検討していきたい。また、街なか居住の促進には、狭隘道路の拡幅により改築を可能にするか、構造特区制度を利用して現状の道路幅(狭道)でも建替・リフォームができるようにするなど、町屋再生に大いに力を入れた山口市ならではの事業展開を図ることも必要である。

また、商店街から消えてしまった業種を商店街に再配置するか、それを補完するソフト事業があれば、居住人口の更なる増加が促進されるので、そのための施策についても検討していきたい。

事業が具現化した段階で基本計画の変更をして盛り込むなど、柔軟な対応をお願いしたい。

(6) 交通アクセスの整備

高齢化社会が進展するに伴い交通弱者が増加することが予想される。1市4町が合併し山口県内第2位の面積を有する山口市にとって交通手段の整備拡充は重要な課題である。

特に、中心市街地の活性化のためには山口市内に限定しない、より広範な地域からの来街者を求めなくてはならないが、そのためにも山口線の利便性を増進したり、中心市街地にバスターミナルを設置するなど公共交通体系の整備が不可欠

である。

但し、行政が直営や委託方式により運送業を営む場合には、民間事業を圧迫・疲弊させることのないよう特段の配慮が必要である。

3. まとめ

山口市中心市街地活性化基本計画(案)については、上記のとおり意見を提出する。本協議会の活動は、まだ始まったばかりであるが、中心市街地の活性化実現にむけて、自然と文化が薫り、賑わいのある暮らしやすいまちづくりに主体的かつ積極的に取り組んでいきたい。

まちづくりは、常に過程があるのみで終わりはない。住民ニーズを十分聞きながら老若男女の多くの人々にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる、賑わい溢れる美しいまちづくりを、産学官民一体となって進めていかなければならない。